

容量市場における精算に関する 広域機関の業務について

2020年05月29日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 小売電気事業者の供給能力確保義務について
3. 広域機関の市場管理者としての役割について
4. 広域機関の発電事業者等に対する精算に関する業務について
5. 広域機関の小売電気事業者等に対する精算に関する業務について

- 第40回制度検討作業部会において、容量市場における小売電気事業者の供給能力確保義務に対する審査基準の取扱いの整備について議論が行われた。
- 当検討会においても、制度検討作業部会における議論を踏まえつつ、あらためて容量市場の市場管理者である広域機関の精算業務に関する役割について整理したので、確認いただきたい。

- 第16回制度検討作業部会において、小売事業者による容量拠出金の支払の扱いについて、以下の整理がなされている。
 - 従来から電気事業法は、小売電気事業者に対して、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給力(kW)を確保する義務を課していると考えられ、小売電気事業者は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するために、容量拠出金の支払いに応じる必要がある。
 - 仮に小売電気事業者が費用支払に応じなかった場合には、広域機関の定款または業務規程に基づく指導勧告等が行われることになると考えられる。
 - それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討される。
- これらの整理を受けて、第40回制度検討作業部会において、電気事業法における供給能力確保義務に対する審査基準の取扱いの整備が検討された。

2. 小売電気事業者の供給能力確保義務について (供給能力確保義務に対する審査基準)

- 第40回制度検討作業部会では、小売電気事業者が容量拠出金を支払わないことにより、広域機関の容量市場運営業務に支障が生じるような場合に関して、容量市場の趣旨を踏まえ、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等に、「広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合」を追加するとの案が示された。
- 広域機関の容量市場運営業務に支障が生じるような場合とは、小売電気事業者が容量拠出金の支払いに応じず、広域機関の定款・業務規程に基づく指導勧告等を行ってもなお、改善が見られない場合等が当たる。

供給能力確保義務に対する審査基準

- 容量市場開設の実需給年度（2024年度）以降、小売電気事業者が容量拠出金の支払いに応じず、広域機関の定款・業務規程に基づく指導勧告等を行ってもなお改善が見込まれない結果として、広域機関の容量市場運営業務に支障が生じるような場合には、必要な供給能力が確保されず、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあると考えられ、電気事業法第2条の12第2項における「小売電気事業者が必要な供給能力を確保していないため、電気の利用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき」に該当しうると考えられる。
- この点、小売電気事業者が供給能力を確保していない場合の措置（電事法第2条の12第2項）に関する詳細は、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（以下、審査基準等という）」に定められている。
- 従って、容量市場の趣旨を踏まえ、審査基準等に規定する処分の基準に、「広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合」を追加することとしてはどうか。

第40回制度検討
作業部会資料より

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（案）

第2 処分の基準

第2条の12第2項

(2) 第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令 第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 定常的に、供給能力の不足を発生させている場合
- ② 短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合
- ③ 過去の実績や需要の性質に照らして、供給能力の確保が十分ではなく、実需給の段階で、供給能力不足を発生させる蓋然性が高いと認められる場合
- ④ 広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合

論点13：費用精算の考え方（小売電気事業者と市場管理者との関係）

- 従来から電気事業法は、小売電気事業者に対して、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務を課していると考えられる。
 - ※小売電気事業の登録申請者は、小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力（kWで表示したもの）の確保に関する事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。また、小売電気事業者は、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。「容量を確保する」という用語は電気事業法に登場しないが、容量確保義務とは「kW価値を中長期的に確保する義務」であり、「中長期的に供給能力（kWで表示したもの）を確保する義務」と同義のため、供給能力確保義務には「容量確保義務が含まれる」と考えられる。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、容量市場は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけることができる。このことから、市場管理者である広域機関は、小売電気事業者に対し、費用負担を求めることが可能と考えられる。
- こうした前提の下、具体的には、市場管理者である広域機関が、「電源入札拠出金」と同様の位置づけ（経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の定款で規定）で「容量拠出金（仮称）」として、会員である小売電気事業者等から費用を徴収することとしてはどうか。
- なお、託送料金に算入されている費用については一般送配電事業者から徴収することになるが、託送料金を通じて小売電気事業者が負担することには変わりはない。
 - ※市場管理者である広域機関は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行うものと考えられる。
 - ※上記の考え方を前提とし、容量市場に係る広域機関と事業者間の取引に関する税、会計制度についても所用の措置を検討する。その際、必要が生じた場合には、上記の整理を変更することもあり得る。

- 市場管理者である広域機関が、会員である小売電気事業者等から容量拠出金（仮称）を徴収する場合、その確実性の担保が課題となる。
- 仮に広域機関の会員である小売電気事業者等が費用支払に応じなかった場合、広域機関の定款または業務規程に基づき、広域機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われることになると考えられる。
- それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることになる。このために必要な情報として、電気事業法に基づく監督命令により、広域機関に対して容量市場の実施状況を定期的に報告させることとしてはどうか。
- また、小売電気事業者等による支払遅延や不払が発生した場合には、広域機関から発電事業者等への支払に支障が生じる事態も否定できないことから、そうした場合に備え、広域機関において、他の機関における実務等も参考にしながら、保証金の徴収や保険の活用など、リスクヘッジのための仕組みを検討しておくことも必要ではないか。
※支払リスクを低減する観点から、請求については、毎月行うとともに、小売電気事業者の退出等があった場合には、他の事業者の負担を速やかに見直す仕組みが必要なのではないか。

3. 広域機関の市場管理者としての役割について

- 電力システム改革貫徹のための政策小委員会の中間とりまとめでは、容量市場の運営等について、「広域機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当」とされている。
- また、制度検討作業部会の中間とりまとめにおいて、容量市場の市場管理者は、実需給年の数年前から容量市場オークションを開催して供給力（kW価値）を一括確保した後、実需給年に小売電気事業者・一般送配電事業者から必要な費用を徴収し、落札した発電事業者等への支払を行うこととし、市場管理者である広域機関は、電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として容量市場に関する業務を実施することと整理している。
- したがって、広域機関は、容量市場の市場管理者として、以下の業務を担うこととなる。
 - 容量市場オークションを開催し、国全体で必要な供給力（kW価値）を一括確保する。
 - 発電事業者等に対して、容量確保契約金額の支払を行う。
 - 小売電気事業者や一般送配電事業者に対して、容量拠出金の費用負担の請求を行う。

<電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめより>

容量市場の運営等に当たっては、①全電気事業者が加入する中立機関であること、②供給計画の取りまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があることといった理由から、広域機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当である。

<制度検討作業部会 中間とりまとめより>

市場管理者である広域機関は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行うものと考えられる。

<電気事業法>

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。

- 発電事業者等は、募集要綱にもとづいて容量市場オークションで応札を行うこととなる。
- 容量市場の市場管理者（広域機関）は、容量市場オークションで落札した発電事業者等と容量確保契約の締結を行う。
- 広域機関は、容量確保契約にもとづき、実需給期間において、電源等のリクワイアメントの達成状況を踏まえて容量確保契約金を発電事業者等に対して支払業務を行う。
 - 容量確保契約金は、実需給期間において1か月単位で支払を行う。
- また、電源等が容量確保契約に基づいたリクワイアメントを満たすことができず、供給力を提供できなかった場合等において、広域機関は、ペナルティ対象となる発電事業者等に対して、容量確保契約にもとづくペナルティの支払を求める※。
- なお、発電事業者等がペナルティの支払いに応じなかった場合、広域機関は、業務規程第179条第1項第6号の規定に基づき当該事業者に対して指導又は勧告を行う。さらに、指導、勧告に従わなかった場合には、定款第12条の規定に基づき、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限を行うこととなる。

※容量確保契約金は、供給力の提供量や提供状況等にもとづき支払いを行うため、ペナルティはその算定のための一要素となる。

- 小売電気事業者は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するために、容量拠出金の費用負担が求められることと整理されている。
- 容量市場の市場管理者（広域機関）は、小売電気事業者等※に対して費用の請求業務を行う。
- 広域機関は、実需給年度において小売電気事業者等に対して、定款第55条の2第4項の規定に基づき容量拠出金の請求額を決定し、定款第55条の2第1項の規定に基づき請求を行う。
 - 容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならないとしている。
- なお、小売電気事業者等が容量拠出金の支払に応じなかった場合、定款57条の規定に基づき当該事業者の名称を公表、および業務規程第179条の規定に基づき当該電気供給事業者に対する指導、勧告を行う。さらに、指導、勧告に従わなかった場合には、定款第12条の規定に基づき、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限を行うこととなる。

※一般送配電事業者を含む

<広域機関 定款より>

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、**容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。**

2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

4 容量拠出金の額に関する事項は、**容量拠出金の請求ごとに、理事会の議決により定める。**

5 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項に基づく本機関からの**容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。**

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（業務改善命令）

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

（登録の取消し）

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
 - 二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。
 - 三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

電力広域的運営推進機関 定款 (平成27年4月1日施行)

第11条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなければならない。

2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。

- 一 本機関が、**法第28条の40第6号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。**
 - 二 本機関が、法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。
 - 三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その維持し、及び運用する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。
 - 四 法第28条の44に基づき、小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。
- 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を本機関に対し書面で通知しなければならない。
- 一 前条第1項各号のいずれかに該当したとき
 - 二 商号(名称を含む。)、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき
 - 三 電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき

(会員に対する制裁)

第12条 **本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。**

- 一 **前条第2項第1号の指導又は勧告に従わないとき**
 - 二 前条第2項第2号の報告又は資料の提出を行わないとき
 - 三 前条第2項第3号の情報を提供しないとき
 - 四 前条第2項第4号の指示に従わないとき
 - 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき
 - 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反したとき
 - 七 前各号のほか、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき
- 2 前項に規定する**制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限**とする。
- 3 前項に規定する過怠金の額は、300万円以下とする。ただし、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。
- 4 第1項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利の停止又は制限と併科することができる。
- 5 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の制裁を科された場合においても、その期間中、前条第1項から第3項に規定する会員としての責務を全て履行しなければならない。

電力広域的運営推進機関 業務規程 (平成27年4月1日施行)

第179条 本機関は、**電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。**

- 一 第105条の需給状況の監視の業務において、**小売電気事業者若しくは特定送配電事業者（登録特定送配電事業者に限る。）たる会員が、過去の実績等に照らして需要に対する適正な供給力を確保する見込みがないとき**又は一般送配電事業者たる会員が調整力の確保に努めていないとき
- 二 第28条第2項の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき
- 三 第19章の苦情及び相談対応及び第20章の紛争解決の業務において、必要なとき
- 四 第126条から第130条までの規定に基づく運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき
- 五 第7章の系統アクセス業務において、一般送配電事業者たる会員が適切な検討、回答を行っていないと認めた場合で、再検討又は業務改善の求めに正当な理由なく応じないとき
- 六 第5章第1節の容量市場の運營業務において、電気供給事業者が第32条の41に規定するペナルティに従わないとき
- 七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき
- 八 **電気供給事業者が、法令、本機関の定款、本規程又は送配電等業務指針に照らして不適切な行為を行っていることが認められるとき**
- 九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき

2 本機関は、前項の指導又は勧告を行ったときは、遅滞なく、対象となった電気供給事業者の氏名又は商号、指導又は勧告の内容及びその理由を公表する。